

旅立ちや 別れを惜しむ 弥生かな 梅柿

佐藤壽三郎の閑居知

(不踰矩編 No.d39) 平成8年(2026)3月号初旬版

1.【千曲のかなた:終生書生^{かたぎ}気質】

根子岳の山並みの残雪よ ゆっくり融けよ

書齋から見える根子岳の雪解けは、例年より早いと感じます…
根子岳の山並みに降る、雨・雪が須坂の大切な飲料水や生活水であることを思うとき、「残雪よ 焦ることなく、ゆっくり融けよ」と呼びかけます。

昨今、太平洋側の市町村での渇水・干ばつ騒ぎも…
幸いにも須坂は、節水騒ぎはありません。
偏に根子岳の山並みに降る、雨・雪の恩恵であると思っております。
根子岳を仰ぎ見る度に 感謝の気持ちでいっぱいになります。

国の「十把一絡げ」の取消処分^{に異議あり}

須坂市が漸く法的手続きを踏むことにより、須坂市が決して姑息な手段によつてのふるさと納税に臨んでいなかった、ことの証を求める 民事訴訟が動き始めました。全国民が、全国の市町村が注目する訴訟になると思います。

ふるさと納税の疑惑勃発に際し、返礼品の配送業者と須坂市との法的構造関係を見極めもせず、国の「十把一絡げ」の、然も問答無用の取消処分命令の下しに、法治国家でありながら、須坂市に異議の申立てを一切認めないことは、国民としては司法の三審制度を斟酌するとき、行政の強権な振る舞いには納得できません。

【須坂市ふるさと納税返礼品「産地偽装」問題に関する報道記事手控】

ふるさと納税産地偽装問題で須坂市が委託業者を提訴

長野朝日放送 2026.03.02 - 18:10

記事要約:須坂市は、ふるさと納税の返礼品提供業務を委託していた日本グルメ市場を相手に、長野地裁に民事裁判を起こしたと発表。

市は、日本グルメ市場について、ふるさと納税返礼品として須坂市産のシャインマスカットなどの果物を調達・送付する義務があったにも関わらず、県外などが産地の果物を調達し、須坂市産と偽装の上送付して、市から委託料の支払いを受けていたと主張。日本グルメ市場には債務の不履行があるとして、約2億4000万円の不当利得の返還を請求。

加えて、一連の対応において本来不要な人件費などの支払いを余儀なくされたとして、約 1200 万円の損害賠償を請求する訴えを起こした。

報道:NHK 長野、信毎、日経 3/2

須坂市は「日本グルメ市場」に対し粛々と法手続を進められるべし

【佐藤壽三郎の論評】

須坂市から、仕入れ業者としてふるさと納税返礼品提供業務の委託を任された「日本グルメ市場」は、これを奇貨として、須坂市の全幅の信頼に背き、業者としてあるまじき産地偽装行為を、平然と反復して犯していたと言える。これは許せざる行為である。

ふるさと納税によって、須坂市を支援下さった全国の皆さんのためにも、況や須坂市が、決して日本グルメ市場が犯した偽装行為に、些かも加担行為がないことの、身の潔白を明かすためにも、須坂市の信用・名誉を棄損したうえに、須坂市に巨額の損害を被らせた、日本グルメ市場に対して鉄槌を下すべきあります。

須坂市長は、民事事件にとどまらず、日本グルメ市場に対する刑事告訴も視野に入れられて、失われた須坂市の信用と名誉回復を図るためにも、「浩然之氣」を養うを誉とする須坂市民の気質揚ためにも、毅然と法手続きを踏まれますことを、茲に言上いたします。

特定行政書士 佐藤壽三郎 R8. 3/3 記す

2. 【市民の皆さまからご意見を賜りました】

○いよいよ始まったですね。須坂の為に良い結果が出るよう、願っています。 K 氏 3/2

○そうですね。キチンとけじめつけたほうがいいね。 H 氏 3/2

○民事裁判で、しかるべき手段かと思います。 N 氏 3/2

○昨夕のニュース  と本日の新聞で確認しました。 K さん 3/3

○昨日ラジオで知りました。 F 氏 3/3

○だいぶ遅い気がしますが、やらないよりはいいかなと思いますね。 S 氏 3/3

○佐藤さんの仰るとおりです。心から賛同いたします。 T 氏 3/3

【自由研究】 議員の一般質問で取り上げた内容に、事実誤認が認められる場合の、それに伴う市長部局からの議事録(会議録)の削除請求手続等の問題点についての一考察
特定行政書士 佐藤 壽三郎

【設問 1】 議員の一般質問で取り上げた内容に、事実誤認が認められる場合の、それに伴う市長部局からの議事録(会議録)の削除請求手続について

【AI による回答】

議員の一般質問における事実誤認と、それに伴う市長部局からの会議録削除請求に関する主な問題点は、「議会の自律権」と「言論の自由・住民の知る権利」、そして「行政による干渉の是非」の対立に集約されます。

具体的には、以下の3つの観点から整理できます。

1. 議会の自律権への干渉

地方議会には、会議の運営や会議録の管理を自ら決定する「議会の自律権」が認められています(地方自治法第123条)。

内閣府ホームページ

問題点: 執行機関(市長部局)が会議録の削除を求めることは、本来議会が判断すべき運営事項に対する「行政による不当な干渉」とみなされる恐れがあります。

実務上の対応: 通常、発言の訂正や削除は、発言した議員本人の申し出、または議長が議員運営委員会などの諮問を経て判断するのが通例です。

2. 言論の自由と政治的責任

議員には、議場での発言について広い範囲での「言論の自由」が保障されています。

免責の原則: 議員が一般質問で不適切な発言をした場合、それは政治的に責任を負うべき(次の選挙で裁かれる)ものであり、直ちに記録から抹消することが必ずしも適当とは限りません。

歴史的記録の担保: 会議録は「議事の経過と結果」を正確に記録する公文書です。事実誤認があったという事実も含めて残すべきという考え方(安易な削除は歴史の改竄につながる)と、誤った情報の拡散を防ぐ必要性のバランスが問題となります。

3. 削除手続の不透明性と法的根拠の欠如

多くの自治体の議会規則では、不穏当な言葉の削除については規定がありますが、「市長が事実誤認を理由に削除を求める」という手続は明文化されていないことが多いです。

手続の恣意性: 明確な基準がないまま削除に応じると、市長にとって不都合な発言を「事実誤認」という名目で排除する先例になりかねません。

代替案の模索: 完全に削除(抹消)するのではなく、「注釈(補足説明)」の付記や、後の会議での「訂正発言」によって事実関係を正すほうが、透明性の観点から望ましいとされる場合があります。

今後の論点として、デジタル化された会議録において、単なる削除ではなく「誤認である旨のメタデータを付与する」などの運用が検討されるべき段階にあります。

【設問2】 事実誤認の内容が、個人の名誉毀損に関わるものか、あるいは単純な数字やデータの取り違えかによって、対応の緊急性や正当性は変わりますか？

【AIによる回答】

対応の緊急性と正当性は大きく変わります。

法的な保護対象が「個人の権利(名誉)」か「情報の正確性」かによって、議会が取るべきリスク管理の優先順位が異なるためです。

1. 個人の名誉毀損に関わる場合

この場合、対応の緊急性と正当性は非常に高くなります。

緊急性：放置すると、インターネット等を通じて被害が拡大し、回復困難な損害（プライバシー侵害や社会的信用の失墜）を招くため、迅速な削除や伏せ字化が求められます。

正当性：議員の「免責特権」は、議会外で法的な責任（損害賠償など）を問われないことを意味しますが、「議会自体の法的責任」は別です。最高裁の判例（昭和62年など）では、著しく不当な発言を議長が放置した場合、自治体側が国家賠償責任を問われる可能性が示唆されています。

判断の基準：事実誤認が「明白」であり、かつ「個人の名誉を著しく傷つける」場合は、議長権限による発言取消や会議録の修正が正当化されやすい傾向にあります。

2. 単純な数字やデータの取り違えの場合

この場合、対応の緊急性と正当性は相対的に低くなります。

緊急性：行政運営に直ちに致命的な支障が出ない限り、次回の委員会や本会議での「訂正発言」で対応するのが通例であり、即時の記録抹消（削除）までは求められないことが多いです。

正当性：データの誤りは「議論の質の低さ」を示すものではあっても、基本的には政治的責任の範疇です。これを理由に市長部局が頻繁に削除を求めると、議会の言論に対する「検閲」に近い効果を持ってしまい、二元代表制の根幹を揺るがす恐れがあります。

対応策：削除ではなく、会議録に「後日、〇〇議員より訂正の申し出があった」という注釈を付ける、あるいは議事録の末尾に正誤表を添付する形式が一般的です。

比較まとめ

項目	名誉毀損（権利侵害）	データ誤認（事実相違）
主な保護対象	被害者の法的権利	公文書の正確性・議論の質
法的リスク	国家賠償請求の対象になり得る	本的には政治的責任に留まる
削除の正当性	高い（被害拡大防止のため）	低い（歴史的記録の保持が優先）
望ましい対応	速やかな削除・伏せ字・謝罪	訂正発言・注釈の付記

【設問3】 その事実誤認が第三者の権利を直接的に侵害しているレベルのもの、あるいは政策決定を根底から覆すような重大な誤りの場合は？

【AIによる回答】

1. 第三者の権利を直接的に侵害している場合

（例：特定の市民や企業を犯罪者扱いする、虚偽の事実で名誉を毀損するなど）

対応の正当性：非常に高いです。議会には、個人の基本的人権を不当な公権力（議員の発言）から守る義務があります。

実務上の問題

削除の範囲: 発言全体を消すと「何が問題だったか」の検証ができなくなるため、当該箇所のみを「○月○日会議録削除」等として伏せ、代わりに議長が謝罪・説明する手続をとることが一般的です。

法的責任の所在: 議長が削除を拒否し、被害が拡大し続けた場合、自治体(議会)が国家賠償請求の被告となるリスクが現実味を帯びます。

執行部(市長)の役割: 執行部は、被害者の人権を守る観点から、議長に対して「速やかな適切な措置(記録の取扱いを含む)」を「強く要請」する正当性を持つと考えられます。

2. 政策決定を根底から覆すような重大な誤りの場合

(例: 予算案の前提となる数値を桁違いに誤認し、それを根拠に事業の中止を求めて採決に影響を与えた場合など)

対応の正当性: 「正確な情報に基づく意思決定」という議会の機能そのものを守るために必要ですが、削除には慎重さが求められます。

実務上の問題

議決の正当性: 誤った事実に基づいて議決(否決や可決)がなされた場合、記録を消しても「議決の結果」は消せません。記録の消去より、「再議(やり直し)」や、再度正しいデータに基づく審議を行うことが本質的な解決となります。

歴史的記録の重要性: 「誤ったデータに基づいて判断を下してしまった」という事実は、将来の検証のために残すべきという意見が根強くあります。安易な削除は、後に「なぜあの時、判断を誤ったのか」を追跡不能にします。

執行部のリスク: 執行部が「正しいデータに差し替える(削除しろ)」と迫ることは、議会の審議プロセスを事後的にコントロールすることになり、二代表制の均衡を壊すという批判を招きやすいです。

共通する最大のハードル: 削除手続の「不作為」

市長部局が削除を求めても、最終判断は「議長」または「議会」にあります。

対立の激化: 議長が政治的判断で削除を拒否した場合、執行部(市長)は「事実でないことが公文書に残ることを許容できない」として、HP 上に「会議録の誤りに関する反論・補足」を掲載するといった対抗措置を検討せざるを得なくなります。これは議会と執行部の致命的な決裂を意味します。

結論としての方向性

重大なケースであっても、会議録からの「完全抹消」は避けるべきというのが近年の議会運営の潮流です。

代わりに、「正誤表の添付」「注釈の付記」「訂正発言の記録の併記」という形で、事実として残しつつ、その誤りを明確に示す手法が、透明性と法的リスク回避のバランスを最も取れる解決策とされています。

【設問4】具体的に市長部局から削除請求が出されている、あるいは削除を検討すべき段階の具体的な事案(例えば具体的な発言の影響範囲など)がある場合は如何か？

【AIによる回答】

削除請求が出されている、あるいは検討中の場合に直面する具体的な問題点は以下の通りです。

1. 「会議録の正確性」を巡る立証の責任

市長部局が削除を求める際、その内容が「客観的に誤りである」という証拠の提示を求められます。

問題点: 議員側が「自分の調査では正しい」と主張し、市長部局が「行政データでは誤りだ」と主張して対立した場合、どちらが「真実」かを判断する権限は誰にあるのかという問題です。議長がその判断を回避すれば、事態は膠着します。

2. 削除請求の「法的性格」の曖昧さ

市長部局から議長への削除請求は、法的には「お願い(要望)」に過ぎません。

問題点: 議長がこの請求を拒否した場合、市長部局には「強制的に削除させる法的手段」がほとんどありません。そのため、請求を出すこと自体が「議会への圧力」と批判されるリスクを常に伴います。

3. 「削除」か「訂正」かの合意形成

実務上、最も揉めるのは「落とし所」です。

問題点: 市長部局は「誤った情報の完全抹消(削除)」を望むことが多いですが、議会側は「発言があったという事実は消せない」として「注釈や訂正発言」で済ませようとしています。

影響範囲の評価: 発言が既に報道されていたり、SNSで拡散されていたりしている場合、会議録から消すだけでは実害(風評被害や行政への不信)を止められません。このため、削除請求と同時に「公式ホームページでの否定声明」など、外部向けのアクションをどう並行させるかが焦点となります。

4. 議事録の修正が「偽証」や「隠蔽」と取られるリスク

重大な事案であればあるほど、後から会議録を書き換える行為は、住民から「不都合な議論を隠蔽した」と疑われる対象になります。

問題点: 削除の手続き(議院運営委員会での協議など)を公開で行わない場合、不透明なプロセスで公文書が書き換えられたという別のスキャンダルに発展する恐れがあります。

対策として検討すべき具体案

もし現在、具体的な調整が必要な段階であれば、以下の手法で「完全削除」を回避しつつ、市長部局の懸念を解消するケースが多いです。

「追記」の活用: 本文は残したまま、欄外や末尾に「※本発言の数値については、〇月〇日に市長部局より資料提供があり、正しくは△△である旨の回答があった」と明記する。

訂正の議事: 次の議会において、当該議員(または議長)が「前回の発言に誤りがあった」と公式に謝罪・訂正し、その発言自体を会議録に残す。

市長の答弁での上書き: 質問直後の答弁で市長側が事実誤認を明確に指摘し、セットで記録に残るようにする(事後的な削除ではなく、対抗言論による是正)。

【設問5】 議員本人が反論し、市長部局との間で事実関係に争いがある場合は？

【AIによる回答】

議員本人が事実誤認を認めず、市長部局と真っ向から対立している場合、問題は「公文書の修正」という事務レベルを超え、「言論の封殺か、行政の守りか」という深刻な政治的紛争に発展します。

この状況下で削除を強行しようとする場合、以下の4つの大きな問題が発生します。

1. 議長の裁量権の限界と政治的リスク

会議録の修正・削除の最終決定権は議長にあります。事実関係に争いがある以上、議長が一方(市長部局)の主張だけを信じて削除を命じることは困難です。

問題点: 議長が削除を強行すれば、議員から「発言権の侵害」として訴訟を起こされたり、議会運営が空転したりするリスクがあります。議長は通常、中立性を保つために「両者で話し合っ解決すべき」と静観せざるを得なくなります。

2. 「真実」の判定機能が議会にない

議会は本来、政策を議論する場であり、裁判所のように「どちらのデータが真実か」を厳密に鑑定・判決する仕組みを持っていません。

問題点: 市長部局が提示する資料が「公的データ」であっても、議員側が「計算根拠が恣意的だ」「別の統計ではこうなっている」と反論すれば、議会事務局や議院運営委員会にはそれを裁く法的な権限も能力もありません。

3. 「対抗言論」による解決の原則への抵触

民主主義の原則では、誤った発言には削除ではなく「正しい言論(答弁や反論)」で対抗すべきとされています。

問題点: 市長部局が、答弁での反論という手段があるにもかかわらず「記録の削除」を求めることは、自分たちに都合の悪い言論を物理的に消し去ろうとする「検閲的行為」との批判を受けやすくなります。

4. 住民の不信感と透明性の欠如

事実関係が争われている最中に記録が書き換えられれば、住民からは「何が正しいのか」が見えなくなります。

問題点: 削除は「議論があったこと自体」を隠蔽する行為に見えるため、自治体・議会双方の信頼を損ないます。

実務的な「泥沼化」を避けるための出口戦略

このような泥沼の対立状態では、以下のステップで決着を図ることが一般的です。

「事実関係の再調査」の合意: 議長が仲裁に入り、客観的な第三者(監査委員や有識者など)の意見を参考にする、あるいは改めて公開の委員会で証拠を突き合わせる場を作る。

併記による解決: 「議員はAと主張し、市長部局はBと主張している」という対立の構図そのものを記録に残す。削除はせず、双方の主張を併記することで、最終的な判断を住民(有権者)に委ねる。

司法判断の示唆：もし市長部局が「名誉毀損」や「業務妨害」を確信しているならば、議事録の削除請求ではなく、裁判を通じた法的解決（発言撤回命令や賠償請求）を検討せざるを得ないことを突きつける

【佐藤壽三郎の論評】 議員は法的根拠に基づく議論をされるを望む

1. 二元代表制における地方自治の本質 議会と市長との関係について

思うに「議員活動と市長部局（執行部）との対峙」の本質は、「馴れ合いを排した、法と証拠に基づく厳格な相互抑制」を実現するためには、二元代表制における議会と市長の関係を、①. 執行部への「チェック機能」の徹底。②. 法的根拠に基づく議論。③. 「良き対峙」により自治の質の向上を図るために、お互いが自覚する必要があると、私は心得ていました。

2. 市議会議員の発言の場として

市議会議員として議会内での発言の機会を綴るならば、本会議場における質疑、一般質問、常任委員会、特別委員会に於ける質疑・意見、議会運営委員会、全員協議会における質疑・意見。議会外における発言としては、有志議員が共同して行った「議会報告会」。議員自身が催す後援会席上における「市政報告会」等を挙げることが出来ます。

3. 市議会議員としての発言を裏付ける資料の収集について

市議会議員6期24年間の議員活動を振り返るに、議員活動を支えるに一番の情報源は、日々の情報収集でした。市長部局から提供される様々な資料、信濃毎日新聞、朝日新聞、日本経済新聞、官報、時事通信、須坂新聞、宅建業協会、日本行政書士会連合会の会報等の読み込みは、議会が開催されている期間は帰庁してから夜間に、行政視察等で須坂不在時は別として、土日祭日も関係なく、年中午前中は情報収集に充てました。PC が未だ普及されていない当時は、新聞は記事の切り抜きと貼り付けが一苦勞でした。

収集した情報は、市の組織別に、議会事務局、総務部以下市長全部局、水道局、消防関係、教育委員会関係、更に須高行政事務組合議会 長野広域連合議会と12のトレイを設けて、収集した資料を容易に取り出せるように配慮しました。

年4回の定例議会に置ける一般質問の起案は、収集したこれらの資料の中から、市政にとって緊急性を要する課題か。市が継続して行っている事業の進捗状況と追跡。市議会議員としてライフワークと捉えている施策・施設等の進捗や追跡、提言等を念頭に、毎定例議会前に一般質問として取り上げる10課題を先ず選び、更に一般質問起案として更に5から6課題に絞り込む作業をしました。これは、1. で掲げた①. 執行部への「チェック機能」の徹底。②. 法的根拠に基づく議論をするための、私なりの対策・対応と捉えました。

4. 市議会議員としての発言によって、人の名誉を傷つけることのないようにとの配慮と、単純な数字やデータの取り違えが指摘された場合の対応について

2. で示したとおり、情報源については報道機関、機関紙等の資料に基づいたものであり、先ずは心配ありませんでした。

確かな基礎資料が手元に無く、巷間囁かれている噂や、自分の専門外の聞きかじり知識で裏付けもしない社会問題は、不用意に議員として公の場において取り上げることは、私としては原則排除しました。

但し、市民が市への救済を懇願しに当事務所に来られ場合は、陳情者の訴えの内容を先ず聞き取りし得心した場合は、市担当者に真偽を質すことは多々ありましたが、請願者、陳情者、市担当者の名誉を傷つけることのないように配慮しました。

一般質問等での数字やデータの齟齬の指摘が、担当職員からあった場合は、手持ちのデータの入手情報源と日付と、市長部局のデータの入手日付の照合を行い、日付の直近データを採用するように努めた為に、争いは回避されました。

5. 議員として、一般質問で取り上げた内容に、事実誤認が認められるとして、市長部局からの「訂正発言」若しくは「記録抹消(削除)」の申し出で事案について

3. で述べたとおり、一般質問起案に先立ち、過去に一般質問原稿提出段階で、原稿に記載した数字やデータが、市長部局が把握しているものと齟齬があると、担当部局から指摘を受け、資料の確実性についての照合を行ったことは、過去にありました。

これに懲り、一般質問提出原稿は、私なりに収集した資料に基づくものであることを担保する意味合いから、資料の裏付けと原稿の信憑性の大切さを感じ、一般質問原稿と共に、一般質問の信憑性と説得性を高めるために、質問の裏付け根拠として、手元にある資料を添付して、市長部局に提出するようにしました。それでも数字やデータに齟齬があった場合は、市長部局と保有資料の照合を図ることに努めましたので、標題にあるような事案の発生は回避されました。

6.まとめ 市議会議員としての矜持とは

議員活動における資料収集には、多大な収集費用(購読料等)と現地調査と写真の現像料、書類作成等の整理時間を要しましたが、公の場で市政を質す以上、議員の本分として質問内容に虚偽・誤謬・捏造・錯誤はあってはならないと、己に言い聞かせて原稿を書き上げました。

時には報道機関や行政資料の情報以外に、市民と名乗るも氏名を言わない人から、「巷間囁かれている噂の類について、取り上げて欲しい」との申し出もありましたが、噂の類を議員がこれに呼応することは、これは議員活動の本分ではないとの信念から、私は情報を寄せてくださるご好意に感謝を述べるも、「私は取りあげること是一切しない。」と、お断りをいたしました。

市民からの請願や陳情の懇願については、憲法で市民に保障された権利で有ると捉え、明らかに憲法違反や法令違反、利己的な要求でない限り、議員として先ず、要求者に当事者適格が有るか否か、要求内容に正当性・公平性が有るか否かを判断し、現地調査を行う等己の目で確かめました。更に申請に必要な疎明書類の提出を求め、請願書、陳情書の素

案を作成し、市に申し立てをする前に、再度請願や陳情の内容の意思確認を訴願者本人に求めました。

2. で示したとおり、市議会議員は様々な場所で発言する機会があることを、先ず自覚する必要があります。不用意な発言によって、議員生命が絶たれることもあるので、これは絶対に避けるべきであり、議事録に残る等の公的な場での発言については、必ず5W1Hの基礎資料が手元に有ることを確かめたうえで、慎重に発言をすべきと経験上感じます。

事実に反する発言として、これは明らかに事実誤認であると、市長部局からの訂正若しくは議事録(会議録)の削除請求がなされた場合は、発言議事録や自分が保管している資料等があるならば、指摘箇所との食い違いが有るか否かの確認を先ず為すべきです。

私の経験上、一介の市議会議員の保有する情報量は、須坂市の各部署が保有・保管する資料・情報量は雲泥の差があることの認識が必要です。亦、^{そくぶん}仄聞情報を公の場で取り上げることは、議員として前述のとおり極力避けるべきです。

而して、「過ちては則ち改むるに 憚ること勿れ」と『論語』学而にもあるように、明らかに錯誤(勘違い)による発言等が市議会議員側にあったと認識したならば、潔くこれを認め、素直に詫びて訂正に応じることは、決して議員として愧じではないと私は思います。

二元代表制における、議会と市長との「良き対峙」は、地方自治の質の向上を図るためには、法的根拠に基づく議論が必要であり、感情論や私怨が滲む言動は議論とは言えず避けるべきであります。何故ならば、須坂市のため、須坂市民のための議論とは程遠いものであり、況や之を以って議会と市長との「良き対峙」とはとて言えないからです。

議員各位は、市民は冷静に市議会中継を座敷棧敷で、厳しくチェックしながら傍聴していることを忘れてはなりません。執行部への「チェック機能」の追及においては、法的根拠に基づく議論を尽くされことを切望いたします。

◆【 読本備忘録 】

- 月刊日本行政 No.640 日本行政書士会連合会
- 漢詩をよむ 中国 古都詩【華北編】 佐藤正光著 NHKテキスト
- 今昔物語集 角川ソフィア文庫 (再読)
- 怪談・骨董 小泉八雲著 河出文庫(再読)
- 「アベノミクス」の真相」 浜 矩子著 中経出版再読 (再読)
- 新・不思議の国の信州人 丸山一昭・岩中祥史著 ワニ文庫 (再読)
- 教科書が教えない歴史 自由主義史観研究会 藤岡 勝共著 扶桑社文庫

◎新型肺炎等に関する県内の対応状況の報道等備忘手控

【新型コロナ】

○1日までの1週間に届け出た感染者数は、同1・02人減の2・74人で、保健所管内別では長野6・25人。 3/4

【インフルエンザ】

○1日までの1週間に届け出た感染者数は、1医療機関あたり37.16人と2週連続で前の週から減少。依然、警報の基準値を上回っている。 3/4

【感染性胃腸炎】

○1日までの1週間に届け出た感染者数は、9.82人で、前の週より増加。 3/4

【はしか】

○長野市で「はしか」感染者1人確認 海外渡航歴ある10歳未満女児 市内飲食店など利用 信毎 3/8

○報道機関の情報

【手足口病】

【A群溶血性レンサ球菌咽頭炎】

【伝染性紅斑(りんご病)】

【百日せき】

【急性呼吸器感染症(ARI)】※新型コロナウイルスやインフルエンザもARIに含まれる

【情報元：NHK長野、信濃毎日新聞、朝日新聞】

◎注目した長野県内の報道備忘手控

※ 長野広域連合構成市町村に関わるものは青字で表示

【社会・裁判・警察・消防・防災・災害等編】

○県内で下草火災が6件 信毎 3/1

○春の火災予防運動始まる 須坂で消防や消防団などが合同訓練：須坂市
N長野、3/2

○虚偽で手当など40万円不正受給した職員を減給処分：上伊那広域消防 信毎 3/2

○高齢入居者の預金を詐取疑い、元施設長を逮捕・起訴 飯山市のサ高住 信毎 3/3

○司法書士の業務で横領、駒ヶ根市の男を4回目起訴：地検飯田支部 信毎 3//3

○歩いていた女性に抱きつき体触る 不同意いせつ致傷疑いで長野市栗田のパート従業員村沢カナタ容疑者(24)男逮捕：長野中央署 信毎 3/3

○修理で預かった車を売却疑い、松本市梓川倭の自営業戸沢瑞穂容疑者(39)を再逮捕：松本署 信毎 3/3

○死刑廃止と死刑に代わる最高刑の導入を求める 長野県弁護士会が初の決議 信毎 3/3

○無許可でアルバイトした男性巡查を懲戒処分：長野県警 信毎 3/3

○高齢入居者の預金を詐取疑い 元施設長を再逮捕、弟も逮捕 飯山市のサ高住事件 信毎 3/4

○卒業式会場のメセナホールが当日朝に停電 急きょ会場を同校体育館に変更

須坂東高校

信毎 3/4

- 大麻成分が入った「グミ」90個輸入疑い 小谷村の米国籍調理師、グエン・ドン・ティー容疑者(33)を逮捕 :大町署と県警組織犯罪対策課 信毎 3/4
- 塩尻署の壁へこませた疑い 塩尻市洗馬の自営業、島田尚久容疑者(60)を再逮捕 容疑否認:塩尻署 信毎 3/4
- 松本信金元職員で飲食店店員の松田千史容疑者(51)=横浜市3回目逮捕 顧客口座から1180万円詐取疑い 信毎 3/4
- 暗号資産口座の情報提供疑い 下伊那郡豊丘村の会社員込山翔容疑者(33)の33歳を逮捕:佐久署 信毎 3/5
- 県内の旧統一教会施設、解散命令受け清算手続き始まる 信毎 3/5
- 小学生を連れ去ろうとした罪 被告西東京市の無職、井上佳則被告(57)に懲役1年10か月の判決:長野地裁諏訪支部 N長野、信毎 3/6
- 屋代、諏訪清陵、上田も定員割れ 長野県の公立高校 私立高が多い北信・中信で顕著 信毎 3/6
- 県立美術館、ギャラリーとホールの利用料値上げ 物価高騰のため4月から 信毎 3/6
- 県内の教員不足、37校の43人 処遇改善の効果は限定的 信毎 3/6
- 携帯電話に「高額配当」メッセージ 伊那市の60代男性、電子マネー160万円分だまし取られる:伊那署 信毎 3/6
- 長野県ジェンダー・ギャップ指数 政治17位、行政28位、経済11位、教育14位 信毎 3/8
- 長野県 ジェンダー・ギャップ指数 役員・管理職の男女比 全国46位 N長野 3/9
- 長野市の県立総合リハビリテーションセンター移転新築へ 機能も再編:県 信毎 3/10
- 柏崎刈羽原発から50キロ圏内に立地、長野県内3市村「もしも…」の備え進まず 信毎 3/10
- 長野県公立高校の後期選抜、7755人が受験 リスニングでトラブルも 信毎 3/10
- はしか感染者、6日午前10時3分塩尻駅発の特急で名古屋に移動長野県が注意喚起 信毎 3/10
- スマホの「ながら運転」は1万2000円 自転も青切符、4月から反則金制度:県警 信毎 3/10

【SNS型投資詐欺】

- 諏訪市の50代男性が2270万円の詐欺被害:諏訪署 信毎 3/3
- 伊那市の60代女性、544万円の詐欺被害:伊那署 信毎 3/4
- 松本市の60代男性、596万円相当の暗号資産だまし取られる:松本署 信毎 3/4
- 岡谷市の50代女性、275万円の詐欺被害:岡谷署 3/4
- 下伊那郡の70代男性が829万円の詐欺被害:飯田署 3/5
- 父親殺害の被告に無罪判決 「心神喪失状態、否定できない」:地裁松本支部 信毎 3/9
- 上田市の50代男性、計810万円余のロマンス詐欺被害:上田署 信毎 3/10

【特殊詐欺】

- 長野市の30代男性が1354万円の詐欺被害 「不正送金見つかった」金融機関職員を名乗る男から電話:長野南署 信毎 3/5
- 下伊那郡の80代男性、1870万円被害:飯田署 信毎 3/7

【交通事故・歩行者が横断中の事故】

- 伊那市の国道で車に男性はねられ死亡 過失傷害容疑で運転の女を逮捕 信毎 3/1
- 長野市で車と自転車が衝突、通学中の中学生が大けが 信毎 3/9

【気象・地震・農政】

- 北アルプス上高地「異常」な雪の少なさ 大正池に氷なし 信毎 3/1
- 中野市と佐久市で熊の目撃情報 信毎 3/1
- 2月の長野県、7地点で月降水量が統計開始以来最少 白馬や鬼無里、上高地など 信毎 3/2
- 長野県の2025年産コシヒカリ高値続く 2月下旬時点の5キロ平均価格4781円 信毎 3/5
- 松本市の農家団体・「島内・農・住・リンク保全向上会」、国交付金3229万円を目的外利用 市が返還請求 N長野、信毎 3/6//
- 県内で下草など焼く火災相次ぐ 高森町では男性が軽いやけど 信毎 3/8

【政治・国・県市町村・市総務・税務・財政・議会・教育・福祉・選挙等編】

- 長野県への移住者数、2024年度は3747人で過去最多 県は1万人に増やす目標 信毎 3/2
- 長野県内「決まって支給する給与」26万8828円 2025年は4年連続で前年超え : 県総合政策課 信毎 3/2
- 長野県の有効求人倍率 1月は1.25倍 前月と同じ : 長野労働局 信毎 3/3
- コンビニ勤務の女性、副町長に起用されず「行政経験ない」と議会が不同意 : 山ノ内町議会 信毎 3/5
- 2027年度開校の「軽井沢オープンドスクール」夜間コースは近隣市町からも受け入れ想定 : 軽井沢町教育委員会 信毎 3/6
- 信濃町が投票所の再編検討 15カ所からどこでも投票可能な「共通投票所」5カ所に 信毎 3/6
- 長野県警“トクリュウ”対策の担当課を新設 : 県警 信毎 3/7
- 柏崎刈羽から50キロ圏内、栄村が原発事故想定した訓練を検討 信毎 3/7
- 長野県が新築住宅の省エネ性能を義務化へ 再エネ設備普及へ踏み込んだ取り組み 信毎 3/7
- 自民党長野県連、政治資金パーティー再開へ「財政基盤の強化が必要不可欠」 信毎 3/7
- 長野県は朝食を食べる子が多い 小中学生女子は全国1位 県教委「保護者の意識が高い」 信毎 3/9

【経済・政府機関等・県機関・市政策推進、商業観光等・民間情報機関等編】

- 県内の倒産、2月は5件 件数・負債総額ともに前月比減 : 帝国データバンク 信毎 3/4
- 金利上昇 長野県内企業の51・8%が「マイナスの影響の方が大きい」 信毎 3/5
- 高山村山田温泉の老舗「平野屋旅館」の事業継承 山ノ内町の旅館運営ヤドロク 信毎 3/6
- 県内の景気“持ち直している”判断 4か月連続維持 : 日銀松本支店 N長野、信毎 3/6

○JA 全中新会長に長野県中央会の神農佳人氏選出 「刷新プラン着実に実行」
信毎 3/7

【県内のレギュラーガソリン価格./ℓ】

○前回調査より1円10銭高い 全国で3番目の高値 3/4

日付 価格	3/2	○/○	○/○	○/○	○/○
県内価格円/L	166.3				

【情報元：NHK 長野、信濃毎日新聞】

【須坂市から配信を受けたメールの転記・備忘手控】

○須坂警察署からのお知らせです 3/9

本日、須高地域にお住まいの方の固定電話に、通信事業者をかたり、「電話が使えなくなります」等と自動音声で流れる、詐欺の電話がかかっています。

同じような電話がかかっても、案内には従わずにすぐに電話を切り、須坂警察署に連絡してください。 須坂警察署 生活安全課 TEL 026-246-0110

【社説を俯瞰すると 世相がくっきり読み取れます:報道備忘】

〈社説〉 緊急避妊薬 入手しやすい環境整えて 信毎 3/1

〈社説〉 米がイラン攻撃 国際秩序を壊す暴挙だ 信毎 3/2

〈社説〉 武器輸出容認 政権の独断、看過できない 信毎 3/2

〈社説〉 政府イラン対応 米の暴走を見ぬふりでは 信毎 3/3

〈社説〉 雪原の事故多発 訪日客の安全を守らねば 信毎 3/4

〈社説〉 統一教会の解散 深刻な被害に向き合え 信毎 3/5

〈社説〉 対米通商政策 不利益正す姿勢忘れるな 信毎 3/6

〈社説〉 高額療養費制度 予算委で見直しの精査を 信毎 3/7

〈社説〉 教員不足の悪化 働きがい生むゆとりを 信毎 3/8

〈社説〉 国保逃れの是正 「ただ乗り」許さぬ制度に 信毎 3/9

〈社説〉 イランの戦火 收拾つかぬ事態にするな 信毎 3/10

(社説) iPS「仮免許」 世界初が直面する課題 朝日 3/1

(社説) イラン最高指導者殺害 外交より武力頼みの危うさ 朝日 3/2

(社説) 予算審議と首相 大勝の慢心ではないか 朝日 3/3

(社説) 殺傷兵器解禁 歯止めなき転換危うい 朝日 3/4

(社説) 教団の解散と清算 真の課題解決はここからだ 朝日 3/5

(社説) 中東の戦火拡大 攻撃の応酬をやめよ 朝日 3/6

(社説) フランスの核 無責任な軍拡への同調 朝日 3/7

(社説) プレコンセプションケア 産ませる政策にしない 朝日 3/8

(社説) 小学館 疑問に答える調査を 朝日 3/9
(社説) 強引な予算審議 議会政治 根幹揺るがす 朝日 3/10

[社説] イラン移行期の混乱と戦火拡大を防げ 日経 3/1
[社説] 「死後再審」の教訓生かす改革に 日経 3/2
[社説] 中東危機下でのエネルギー安全保障を万全に 日経 3/3
[社説] 旧統一教会の被害者に着実な救済を 日経 3/4
[社説] イラン攻撃が問う日本外交の真価と重責 日経 3/5
[社説] 出生数減少の年金への影響を検証せよ 日経 3/6
[社説] 中東の戦火拡大と市場の混乱を防げ 日経 3/7
[社説] 核のごみ最終処分地の選定は国の責務だ 日経 3/8
[社説] イラン新指導者との対決長期化を危ぶむ 日経 3/9
[社説] 日経

<社説> 米がイランを軍事攻撃 世界に混乱を招く暴挙だ 毎日 3/1
<社説> 広がる特殊詐欺 手口周知し被害の抑止を 毎日 3/2
<社説> 旧姓の単独記載検討 別姓ではなぜダメなのか 毎日 3/3
<社説> ホルムズ海峡の封鎖 世界経済を脅かす愚行だ 毎日 3/4
<社説> 旧統一教会に解散命令 全面的な被害救済実現を 毎日 3/5
<社説> 中国の成長率目標 消費主導へ転換急がねば 毎日 3/6
<社説> 裁量労働制の拡大 働く側の視点が不可欠だ 毎日 3/7
<社説> 国が核ごみ調査打診 選定の議論深める契機に 毎日 3/8
<社説> 性加害の漫画家起用 人権軽視した背景究明を 毎日 3/9
<社説> 中東緊迫化と原油急騰 世界経済の危機避けねば 毎日 3/10

<社説> 北朝鮮が党大会 核増強の野望は容認できない 読売 3/1
<社説> 米がイラン攻撃 戦火の拡大を全力で回避せよ 読売 3/2
<社説> イラン情勢 傍観せずに外交努力を尽くせ 読売 3/3
<社説> マイクロソフト クラウドの公正競争が必要だ 読売 3/4
<社説> 旧統一教会 被害者の救済へ清算を着実に 読売 3/5
<社説> 核廃棄物処分場 国の責任で候補地選び進めよ 読売 3/6
<社説> 子供とSNS 規制の是非を議論すべき時だ 読売 3/7
<社説> 旧姓使用の拡大 社会に混乱招かぬ制度目指せ 読売 3/8
<社説> 外国の世論工作 もはや対岸の火事で済まない 読売 3/9
<社説> イラン情勢 法の支配の重み訴えないのか 読売 3/10

<主張> 核廃棄物処分場 国の責任で候補地選び進めよ 産経 3/1
<主張> 五輪での悪質投稿 誹謗中傷から選手を守れ 産経 3/2
<主張> イランの戦火 掃海含めあらゆる備えを 産経 3/3

- <主張> 出生数最少 若者の所得底上げ確実に 産経 3/4
- <主張> 日本の造船業 官民挙げて再生に全力を 産経 3/5
- <主張> 中国全人代始まる 台湾有事の恐れ拭えない 産経 3/6
- <主張> 小学館の漫画問題 徹底調査して再発防止を 産経 3/7
- <主張> 花粉症シーズン 協力し合い国民病克服を 産経 3/8
- <主張> 日本への世論工作 外国勢力の干渉を許すな 産経 3/9
- <主張> モジタバ師選出 イランは強硬路線やめよ 産経 3/10

※略号解 信毎:信濃毎日新聞 朝日:朝日新聞 日経:日本経済新聞
毎日:毎日新聞 読売:読売新聞 産経:産経新聞
N 長野:NHK 長野

■□■□■□■□ 発行日 令和8年(2026年)3月11日
令和8年3月11日初版
令和8年 月 日追記
令和8年 月 日追記

編集:発行人 特定行政書士 佐藤 壽三郎

zyusaburo.com/ 佐藤壽三郎ホームページ
zyusaburo.blog.fc2.com/ 【終生書生気質】ブログ・千曲のかなた